## 平成27年矢巾町議会定例会4月会議目次

議案目為	欠 …			1
第	1	号	(4月9日)	
○議事	日程			3
〇本日 (	の会議	きに付	した事件	3
○出席詞	義員			3
○欠席詞	義員			3
○職務の	のため	に出り	<b>席した職員</b>	3
○開	議			5
○議事	日程の	報告		5
○会議釒	录署名	議員の	の指名	5
○会議其	朝間の	決定		5
○発議第	案第	9 号	矢巾町農業委員会委員の推薦について	5
○発議第	案第 1	0 号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改	
			正する条例について	7
○閉	議			L 0
○署	名			1 1

### 議 案 目 次

平成27年矢巾町議会定例会4月会議

- 1. 発議案第 9号 矢巾町農業委員会委員の推薦について
- 2. 発議案第10号 議会の議員和酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例について



#### 平成27年矢巾町議会定例会4月会議議事日程(第1号)

平成27年4月9日(木)午前10時開議

#### 議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 発議案第 9号 矢巾町農業委員会委員の推薦について
- 第 4 発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員(18名)

]	番	齊	藤	正	範	議員		2番	藤	原	由	巳	議員
9	3番	村	松	信	_	議員		4番	Щ	﨑	道	夫	議員
Ę	5番	Ш	村	農	夫	議員		6番	小	Ш	文	子	議員
7	7番	谷	上		哲	議員		8番	廣	田	光	男	議員
Ç	)番	秋	篠	忠	夫	議員	1	0番	芦	生	健	勝	議員
1	番	昆		秀	_	議員	1	2番	村	松	輝	夫	議員
1 3	3番	藤	原	梅	昭	議員	1	4番	Ш	村	よし	一子	議員
1 5	5番	米	倉	清	志	議員	1	6番	髙	橋	七	郎	議員
1 7	7番	長名	111	和	男	議員	1	8番	藤	原	義	_	議員

#### 欠席議員 (なし)

#### 職務のために出席した職員

議会事務局長 菊 池 清 美 君 係 長 藤 原 和 久 君 主 事 渡 部 亜由美 君



\_\_\_\_\_

#### 午前10時00分 開議

○議長(藤原義一議員) ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成27年矢巾町議会定例会4月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

\_\_\_\_\_

#### 議事日程の報告

○議長(藤原義一議員) 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。 これより本日の議事日程に入ります。

\_\_\_\_\_

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(藤原義一議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

15番 米 倉 清 志 議員

16番 髙 橋 七 郎 議員

17番 長谷川 和 男 議員

の3名を指名します。

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長(藤原義一議員) 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の4月会議の会議期間は、4月3日開催の議会運営委員会で決定 されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、4月会議の期間は、本日1日と決定しました。

\_\_\_\_\_

#### 日程第3 発議案第9号 矢巾町農業委員会委員の推薦について

○議長(藤原義一議員) 日程第3、発議案第9号 矢巾町農業委員会委員の推薦についてを 議題とします。 職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

16番、髙橋七郎議員。

(16番 髙橋七郎議員 登壇)

○16番(髙橋七郎議員) 発議案第9号 矢巾町農業委員会委員の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

農業委員会の推薦については、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づき、 議会から4名以内の推薦を行うこととなっており、今般町長より1名の推薦をされたい旨の 依頼がありましたので、ご推薦申し上げるものであります。

ご存じのとおり本町の農業委員会は、公選による委員12名のほか、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区の各団体推薦の理事等及び議会で推薦する委員で構成されておりますが、近年の社会情勢や男女共同参画社会の推進を踏まえ、村松とも子さんを再びご推薦申し上げるものであります。

村松とも子さんは、食品加工を通して農業の6次産業化に取り組まれるなど農政全般に精通している方であります。農業委員会の所掌に属する事項について学識経験を有する者として申し分のない人であり、人格、識見とも優秀な方でありますので、ご提案の趣旨をご理解の上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと 思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

採決に入ります。発議案第9号 矢巾町農業委員会委員の推薦についてを起立により採決 します。

本案は原案のとおり推薦することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、発議案第9号 矢巾町農業委員会委員の推薦については原案のとおり推薦することに決定しました。

\_\_\_\_\_

# 日程第4 発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第4、発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。 16番、髙橋七郎議員。

(16番 髙橋七郎議員 登壇)

○16番(髙橋七郎議員) 発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

さきの3月会議において可決された政務活動費の交付に関する条例は、地方自治法の規定に基づき、本町議会議員の調査研究等に資するために必要な経費の一部として議会活動の交付に関し、定めたところであります。その際、政務活動費の交付に要する予算措置は、現在議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を第4条により支給されている委員会に出席した際の日当を廃止することと、平成27年度一般会計予算の会議費総額の範囲内において行うものとして決議したところであります。このことから、委員会に出席した際の費用弁償2,000円の規定を削除する改正を行うものであります。

なお、この条例は平成27年4月30日から施行するものであり、議員各位のご賛同をお願い 申し上げて提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質 疑ございませんか。

2番、藤原由巳議員。

○2番(藤原由巳議員) それでは、ただいまの説明、提案の内容につきまして提出者にご質問申し上げます。

今説明あったとおり、これは3月会議におきまして政務活動費関連条例が議決されたと、 その内容等については重く受けとめるものでございます。ただ、しかしながら一部町民から はその経過なり、もう少し具体的な説明が欲しいという声もありましたので、あえてここで 以下3点についてご質問させていただきたいというふうに思います。 今提案されましたこの条例については、本来であれば3月会議の政務活動費に関する条例と一体の中で提案、提出されるべきではなかったのかなという感がしますが、本日の発議提案となった経緯と、この条例案については我々議員個々にかかわる内容でもあります。事前に何らかの形で1回説明があってもよかったのではないかなというのが第1点でございます。それから、第2点は、これは3月会議の討論でも述べたわけでございますが、いわゆる今も説明にありましたが、予算の組み替えの中でこの政務活動費に充当するよと、こういうふうなお話でございました。それも前回議決されておることでございますので、それはそれでよろしいかと思いますが、一方で他の部署等でこのような組み替え等が発生した場合には、我々議会としてはどう対応して町民にどう説明すべきでしょうか。これが第2点でございます。

それから、第3点ではございますが、岩手県とか東日本大震災に遭った県を除きまして多くの県で統一地方選挙の前半戦が今展開されておるわけでございます。テレビ等には連日のようにその状況、いろんな話題が提起されておりますが、その中でこの政務活動費にかかわる話題が連日のように報道されてまいりました。先日はNHKの番組におきまして、この選挙を目前にして全国でこの政務活動費が、およそ9,000万円ほどが返還されましたよという報道がありました。なぜ返還されたかは具体的にはわかりませんが、そういう報道がありました。そういうことから、我々は議決をすれば、要するに費用弁償条例はなくなるわけでございまして、この政務活動費が会派に交付されるよというのが議会報の中にもあったようでございます。いずれこの内容については、来週あたりそれぞれ配付になる議会報で詳しく述べられているようでございましたが、我々議員、間もなく選挙が始まります。いろんな方とお会いする機会が多いわけでございまして、そういったこともありますので、町民からの質問に対しまして、ある程度統一した考えの中でお答えをしながら説明すべきではないかなというふうに思うわけでございますが、その辺のお考えがありましたならばお伺いをいたしたいと。

以上、3点でございます。

- ○議長(藤原義一議員) 16番、髙橋七郎議員。
- ○16番(髙橋七郎議員) 今質問したことについてお話をしたいと思います。

まず、3月会議で議決したわけでございますけれども、全員協議会で説明したらよかった のではないかということでございましたけれども、3月会議で可決した経緯もありますので、 しなかったというのが事実でございます。 また、本来であれば費用弁償等について、先に廃止をしてからやるべきでございましたけれども、きょうになった次第でございます。これは、議運として、私として大変申しわけなく思っておるところでございます。

それから、予算の組み替え等について流用した場合どうするのかという質問でございますけれども、議会の部分については、もしあれば、これは十二分に説明責任をしていかなければいかぬのかなと思っておるところでございますけれども、執行者等々についての部分については、私、議会としてはどのようにやったらいいのかという部分について、執行者側のほうで判断していくのかなと思っているところでございます。

それから、3点目の町民から質問あった場合、どのように統一した説明をしていったらいいのかという質問でございましたけれども、4月16日発行の議会だより192号に掲載していた内容でできれば統一して説明してもらいたいと思っているところでございます。また、提案理由の説明にも話しておりましたとおり、費用弁償等の2,000円を廃止して、それで政務活動費に充てるということもなっておりますので、そういった旨を十分に統一見解で説明してもらえばなと思っているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(藤原義一議員) よろしいですか。藤原由巳議員。
- ○2番(藤原由巳議員) 理解いたしました。特に3点目につきましては、私はゲラの段階で ちょっと見させていただいたものでございますので、今後皆さん方、それを熟読しながら統 一した内容で説明をしていくべきだというふうに思ってございます。

あわせまして議会広報の中で特別委員会の委員長報告の最後に、議員が一体となって一層 開かれた議会を目指し、努力していくことを決意しますとあります。我々議員も間もなく改 選なわけでございまして、この後4月30日以降にもこの職におられる方々については、この 委員長報告を肝に銘じまして議会活動を展開し、町民目線での開かれた議会を構築すべきと 思います。

以上申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(藤原義一議員) ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) これで質疑を終わります。 討論に入ります。 (「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、発議案第10号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正 する条例については原案のとおり可決されました。

\_\_\_\_\_

○議長(藤原義一議員) 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって平成27年矢巾町議会定例会4月会議を閉じます。大変ご苦労さまでした。

午前10時18分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員